

## インターネット支店取引規定

本規定は、お客さまと豊橋信用金庫（以下「当金庫」といいます。）インターネット支店（以下「当店」といいます。）との間で、第1条に規定する取引を行う場合の取扱いを定めたものです。本店と取引を行う場合は下記条項のほか、別途当金庫が定める取引に関連する規定（以下「準用規定」といいます。）が適用されることに同意したものとします。

### 第1条（本規定の適用範囲）

本規定は、次の各号に定める取引のほか、この取引に係るお客さまと本店との間で行われるすべての取引（以下、単に「取引」といいます。）について適用されます。

- (1) 当店専用普通預金取引
- (2) 当店専用定期預金取引

### 第2条（取引の開始）

1. 本店へ取引の申込みができるお客さまは、次の各号すべてに該当する方とします。
  - (1) 18歳以上の個人の方
  - (2) 日本国内に居住の方
  - (3) 法令上求められる義務を履行される方
  - (4) 税法上の居住地(納税地国)が日本のみの方
  - (5) 米国人等(米国民、グリーンカード保有者、米国内に居住の方)でない方
  - (6) 外国政府等において重要な公的地位にある方(あった方)またはそのご家族のいずれにも該当しない方
  - (7) 成年後見制度をご利用されていない方またはご利用の対象でない方
  - (8) 少額貯蓄非課税制度(マル優)をご利用されない方
  - (9) 取引を事業でお使いになることを目的としない方
  - (10) 犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」といいます。)に定める本人確認書類のうち顔写真付き本人確認書類をお持ちの方
2. 本店との取引は、お客さまが本規定を承認し、普通預金口座の開設、ICキャッシュカード(以下「カード」といいます。)の発行および個人インターネットバンキングサービス(以下「IBサービス」といいます。)の契約を行ったうえ、当金庫が所定の手続きを完了した後に開始します。なお、カードの代理人カードは発行しません。
3. 前項以外の取引は、お客さまが本規定を承認し、取引の申込みを行ったうえ、当金庫がこれを受領し承認して所定の手続きを完了した後に開始します。
4. 第9条（解約等）第4項の一にでも該当する場合には、取引を開始しません。
5. 取引店を当金庫本支店から本店に変更して取引を開始することはできません。

### 第3条（お届印）

1. 取引を開始する際には本店との取引すべてに共通して使用する印章(浸透式、軟質材による印章を除きます。)による印鑑(以下「お届印」といいます。)を届出てください。
2. 取引において、申込書、諸届その他の書類に使用された印影をお届印と相当の注意

をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

#### **第4条(当店との取引)**

1. お客さまは、個人インターネットバンキングサービス利用規定その他準用規定で定めた本人確認手続きを行うことにより、インターネット回線に接続した情報端末を使用し、I Bサービスで可能な取引ができます。
2. お客さまは、カード規定その他準用規定で定めた本人確認手続きを行うことにより、当金庫および当金庫と提携している金融機関等の現金自動預入払出兼用機などの取引を自動処理する機械(以下「A T M等」といいます。)でカードを使用して行う普通預金に係る現金の預入れ、払戻しおよび普通預金からの振替による振込その他カードで可能な取引ができます。なお、当金庫本支店の窓口では、原則として取引ができません。
3. 障害によりI BサービスおよびA T M等で当店との取引ができない場合は、当店以外の当金庫本支店の窓口で同営業時間内に限り、当金庫所定の方法で預金の預入れ、払戻しおよび預金からの振替による振込をすることができます。
4. 当店は、日本銀行歳入代理店ではないため、口座振替以外の歳入金(国税・国民年金保険料等を含む)の取引ができません。

#### **第5条(証券類の取扱い)**

1. 当店は、手形、当座小切手等の発行はしません。
2. 各種預金口座には、手形、小切手、配当金領収書その他の証券類の受入れはしません。

#### **第6条(マル優の取扱い)**

当店は、少額貯蓄非課税制度(マル優)の取扱いはしません。

#### **第7条(反社会的勢力との取引拒絶)**

当金庫との取引は、お客さまが第9条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第4項各号の一にでも該当する場合には、当金庫は取引をお断りするものとします。

#### **第8条(取引の制限等)**

1. 当金庫は、お客さまの情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客さまから正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
2. 3年以上利用のない預金口座は、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
3. 日本国籍を保有せず本邦に居住するお客さまは、適法な在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法によって届出てください。お客さまが当金庫に届出

た在留期間が経過したときは、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

4. 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客さまの回答、具体的な取引の内容、お客さまの説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
5. 前四項に定めるいずれの取引の制限についても、お客さまからの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

## 第9条(解約等)

1. 取引を解約する場合には、当店に申出のうえ、当金庫所定の手続きを行ってください。ただし、当店の普通預金口座を解約する場合には、同時に本店とのその他すべての取引を解約してください。なお、当金庫所定の手続きに不備がある場合または手数料が未払いなどの場合は、取引を解約しないことがあります。
2. 前項の解約手続に加え、当該預金の解約をすることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
3. 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はお客さまに事前に通知することなく、本店との取引を直ちに停止し、またはお客さまに通知することにより、本店との取引を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - (1) 本規定その他当金庫が定めた各規定に違反した場合
  - (2) 取引時に虚偽の申告をした場合
  - (3) 取引に関する諸手数料の支払いが延滞した場合
  - (4) お客さまに相続の開始があったことを当金庫が知った場合
  - (5) お客さまが第19条に違反した場合
  - (6) 支払いの停止、破産または民事再生手続開始の申立がされた場合
  - (7) お客さまの責に帰すべき事由によってお客さまの所在が不明になった場合
  - (8) 取引の名義人が存在しないことが明らかになった場合または取引の名義人の意思によらずに取引が開始されたことが明らかになった場合
  - (9) 取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - (10) 前各号のほか、取引の停止、解約を必要とする相当な事由が生じた場合
4. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は取引を停止し、またはお客さまに通知することにより取引を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- (1) お客さまが当金庫に対して行った反社会的勢力ではないことの表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - (2) お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当したことが判明した場合
  - (3) お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - ⑤ その他暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - (4) お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
    - ① 暴力的な要求行為
    - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
    - ⑤ その他前①から④に準ずる行為
5. この預金が、5年間預金者による利用がなく、かつ残高が1,000円をこえることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
6. 取引の解約により、お客さまへの返還金等がある場合は、当店の普通預金に入金します。ただし、普通預金を解約する場合は、お客さまが指定する口座へ手数料を差引して振込する方法その他の方法で交付します。なお、第3項または第4項により、取引が解約されお客さまへの返還金等がある場合、または取引が停止されその解除を求める場合には、当店の申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

#### **第10条(通帳・残高証明書など)**

- 1. 当店では、預金通帳、証書その他取引に係る書類を発行しませんので、取引残高、取引履歴明細は、IBサービスにより不定期または一定期間毎に確認してください。
- 2. 取引の残高証明書、取引履歴明細書その他取引に関する各種証明書の発行が必要な場合は、都度当店の申出のうえ、当金庫が定める手数料を支払ってください。

### **第 1 1 条(諸手数料)**

1. 残高証明書発行手数料、カード再発行手数料その他取引後に支払う諸手数料は、当店の普通預金から払戻請求書等の提出なしに引落します。
2. 当金庫が諸手数料を改定または新設する場合には、原則として、改定内容または新設内容について事前に第 1 2 条(通知等)での通知または告知をします。

### **第 1 2 条(通知等)**

1. 当金庫からお客さまに対する通知および告知は、当金庫所定のホームページへの掲載、電子メールの送信、I B サービス取引画面での電子交付または書類等の送付その他の方法により行うものとします。
2. 届出のあった氏名・住所にあてて送付した書類等が未着として当金庫に返戻された場合、当金庫は以降の送付を中止し、全部または一部の取引を制限することができるものとします。また、返戻された書類等について当金庫は保管責任を負いません。
3. 届出のあった電子メールアドレス、氏名・住所にあてて当金庫が通知、告知または書類等を送付した場合には、お客さまの責めに帰すべき事由により、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### **第 1 3 条(取引内容の記録)**

1. 当店は、お客さまとの会話内容を録音により記録し、相当期間保存します。
2. 当店とお客さまの取引上の記録は、前項のほか、書面、電磁的記録等で行い、所定の手続きにより作成された記録は、これを正当なものとして取扱います。

### **第 1 4 条(個人情報の取扱い)**

お客さまの個人情報は、当金庫所定のホームページへ掲載する「個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)」にしたがい取扱います。

### **第 1 5 条(届出事項の変更等)**

1. 印章、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスその他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この変更の届出は当金庫の変更手続きが終了した後には有効となり、変更手続きの前に変更が行われなかったことにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。
2. 当店以外の当金庫本支店に取引があるお客さまは、別途当金庫本支店窓口での手続きが必要となる場合があります。
3. 取扱店を当店以外の当金庫本支店に変更できません。

### **第 1 6 条(喪失の届出)**

1. 印章、カードその他取引に使用する物を失ったときは、直ちに当金庫へ届出するとともに、当金庫所定の手続きを行ってください。
2. 暗証番号等を漏えい、亡失等などにより第三者に使用されるおそれが生じた場合、直ちに当金庫へ届出てください。

3. 前二項の届出前に生じた損害について当金庫は責任を負いません。

#### **第17条(成年後見人等の届出)**

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
4. 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
5. 前四項の届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### **第18条(免責事項)**

1. 当金庫所定の本人確認手続きにより、本人と認めて取引を行ったうえは、暗証番号、印章等に偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。なお、お客さまは、偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者保護等に関する法律および準用規定にしたがい一定の基準による損害の補てんを当金庫に請求することができます。
2. 送付上の事故等当金庫の責によらない事由により、第11条(通知等)での通知、告知または書類等が延着もしくは到着しなかった場合または第三者が通知、告知または書類等の内容を知り得た場合、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
3. 通信不通、停電、故障等当金庫の責によらない事由により、I Bサービス、A T M等の障害で取引ができない場合または取引に関して当金庫から送信した情報の表示が遅延もしくは不能の場合、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
4. 災害、事変もしくは著しい社会変動等当金庫の責によらない事由または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、取引が遅延または不能となった場合、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

#### **第19条(譲渡、質入れ等の禁止)**

預金、カード、取引契約上の地位その他取引にかかるいっさいの権利等は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

#### **第20条(準用規定)**

1. 当店との取引において、本規定に定めのない事項は、インターネット支店専用普通預金規定、インターネット支店専用定期預金規定、個人インターネットバンキングサービス利用規定、ワンタイムパスワードサービス利用追加規定、カード規定、デビットカード規定、Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス規定および振込規定ならびにしんきん通帳利用規約および「通帳レス口座」に関する特約などの取引に関連する準用規定により取扱います。また、本規定において定義のない用語で、準用規定に定義のある用語

- は、かかる定義の意味を有するものとします。
2. 本規定と準用規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。
  3. 個別の規定が必要な場合は当店へ請求してください。

#### **第 2 1 条(取引の内容等、規定の変更・廃止)**

1. 取引の内容等は、当金庫の都合により、変更・廃止することができるものとします。  
また、このために当金庫所定のホームページ等を一時利用停止にすることがあります。
2. 本規定および準用規定は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合には、変更・廃止することができるものとします。
3. 取引の内容等の廃止および規定の変更・廃止は、第 1 2 条(通知等)での通知または告知により行い、通知または告知の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

#### **第 2 2 条(準拠法および管轄裁判所)**

1. 当店との取引の契約準拠法は、日本法とします。
2. 当店との取引に関して訴訟の必要が生じた場合は、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

(2022 年 10 月 3 日現在)